平成２４年（フ）第１１２号
札幌市東区北19条東２丁目２番６号　よこたマンション
債務者　山尾　友子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８号
北海道江別市東野幌町14番地の13　ロアール東野幌Ｉ―201号室
債務者　本間　順吉
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８号
札幌市清田区平岡３条３丁目18番８号
債務者　水野伊久美（旧姓石羽澤・上野）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７号
福島県会津若松市天寧寺町６番80号　三沢荘２－Ｂ号、前住所福島県会津若松市花春町９番19号　コーポアイ103号室
債務者　佐藤眞由美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４００号
前橋市上小出町２丁目８番地４
債務者　橋爪　有香
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２４号
群馬県高崎市金古町76番地１　リバーサイドＡ202号
債務者　茂木　規之
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３０号
群馬県高崎市吉井町小串1058番地９
債務者　井上ひとみ
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５１０号
静岡県三島市中島307番地の１　パークヒルズＥ―202、前住所静岡県三島市青木206番地の１　クレストール松金202
債務者　小川かおり（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第８４４４号
大阪府茨木市穂積台３番209号
債務者　橋本組こと　橋本　　修
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７０号
大阪市東住吉区桑津３丁目30番11―205号
債務者　本宮　成顯
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７号
大阪市北区太融寺町２番10―702号、前住所大阪府茨木市庄２丁目25番５―902号
債務者　伊藤美由紀（旧姓戎野）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１４号
大阪市城東区古市１丁目17番２―402号
債務者　稲垣　　実
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８４号
大阪市北区天神橋２丁目５番15号　グランピア南森町401号室
債務者　十場　雅子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６５号
大阪市都島区内代町１丁目４番４号　サンライフ内代307号、前住所大阪市西区北堀江３丁目11番５―401号
債務者　小柳　和仁
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５６号
大阪市生野区小路東５丁目３番23号
債務者　西山　　巖
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７７号
大阪府高槻市松が丘１丁目18番１―508号
債務者　森岡こと　鄭　キミ子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８４号
大阪市北区長柄東３丁目２番７―204号
債務者　飯田　伸博
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部